

# 1950年代の中国の華僑送金政策

曾根康雄（日本大学准教授）

## 要約

発足間もない共産党政権の華僑政策の基本点は、華僑をいかに経済建設に活用するかであった。マクロ経済的観点からは、華僑送金を通じた外貨獲得が華僑政策の重点となったが、冷戦構造の深化と国内の社会運動による国内華僑への不当な待遇などの問題により、期待された成果を挙げることはできなかった。54～57年に国内華僑に対する特別待遇を認める政策が実施されたが、華僑送金を劇的に回復させるには至らなかった。これらの経験を通じて、国家建設に華僑資金を活用することの限界が明らかになったが、華僑に対して祖国投資への経済的インセンティブを与える試みもあったことは注目に値する。50年代の経験は、80年代以降の華僑の対中投資促進策に引き継がれたと思われる。

## キーワード

華僑送金, 国内華僑政策, 社会主義改造, 冷戦, 社会運動, 愛郷心

## 目次

はじめに

- I. 建国当初の政治経済状況
- II. 1950年代前半の華僑政策
  1. 「共同綱領」と居住国における華僑の困難
  2. 華僑送金政策の実施
  3. 華僑送金政策の問題点
- III. 華僑政策の修正と転換
  1. 国内華僑・華僑送金政策の修正（54～57年）
  2. 海外華僑政策の転換
  3. 国内華僑政策の揺り戻し（58年～）
- IV. 1950年代の華僑政策の教訓

おわりに

参考文献

## はじめに

1949年の中華人民共和国建国時点で、中国共産党政権には明確な海外華僑政策はなかったと言われる。発足間もない共産党政権は、海外の中国人の保護を主張したが、具体策を持ち合わせていた訳ではなかった。このため、華僑政策の重点は国内華僑対策となったが、これも対外的な宣伝、経済建設のための華僑送金の必要から生じたものであり、国家建設のために海外華僑を如何に活用するか、という発想に基づくものであった。

この小論では、Ⅰにおいて、華僑（とくに国内華僑）の置かれた立場を理解するために、中国共産党による建国当初の政治経済状況を整理する。次に、Ⅱにおいて 50 年代初めに策定された華僑送金促進策とその実行過程における問題点について論じる。そして、Ⅲでは、1950 年代後半にかけての華僑政策の修正と変更を、①国内華僑・華僑送金の保護、②海外華僑政策、③58 年以降の方針転換、に整理して論じる。これらの考察を踏まえ、Ⅳにおいて、50 年代の華僑政策の評価と教訓について述べる。

### Ⅰ. 中華人民共和国建国当初の政治経済状況

建国当初の中国の政治経済を取り巻く内外の状況を見ると、経済建設の面では、国共内戦からの経済復興期（49～52 年）においては、土地改革が実行され、地主の土地が没収され農民に分配された。それに続く第 1 次 5 カ年計画（53～57 年）のもとでは、重工業優先政策、大型企業優先政策、工業の地域的分散（内陸投資の重視）が図られた。同時に、社会主義改造が進められ、国家資本主義の名のもとに資本家の財産が没収された。また、政治運動として「三反・五反運動」（51 年末～52 年半ば）が展開され、資本家に対する迫害が強まった。国際関係の面では、朝鮮戦争（50～53 年）への中国の介入により、米国が主導して対共産圏禁輸措置が採られる一方、中ソ友好同盟条約（50 年 2 月）によりソ連への傾斜が進み、ソ連との貿易や技術協力が緊密化し、東西冷戦構造が形成された。

以下では、華僑政策の決定要因（あるいは制約要因）となった 1950 年代の政治経済状況を、①土地改革、②第 1 次 5 カ年計画、③社会主義改造、④政治運動、⑤国際関係、に分類して整理する。

#### 1) 土地改革

共産党政権が建国と同時に経済復興のための重要政策として取り組んだのは、土地改革である。土地改革とは、地主の所有する農地を没収し、それを耕す者に与えることであり、その理念は孫文にまで遡る<sup>1</sup>。実際の運動は、毛沢東の指導のもとで 1930 年頃から中国共産党によって始まった。共産党の土地改革は革命運動そのものであり、土地改革運動を通

---

<sup>1</sup> 第 2 次世界大戦直後の日本の農地改革とほぼ同じ性質のものである。

じて中国共産党は農民の支持を獲得・維持し、勢力を拡大したと言える。すでに共産党政権樹立前に「老解放区」では土地改革は終了していたが、建国後に全国的な規模で展開され1952年に「基本的に完成した」と宣言された。これによって、中国社会を1000年以上にわたって支配してきた「封建的経済制度」は覆され、単独経営の農民が土地その他の生産手段の所有者となった。もっとも、共産主義の理念に照らせば、自作農の単独経営は永久的なものではなく、次の改革に進むための一つのステップに過ぎなかった。

## 2) 第1次5カ年計画期 (53~57年)

建国当初の中国はソ連をモデルとして社会主義経済建設を始めた。ソ連の経験に基づき、重工業優先政策および大型企業優先政策が採用された。こうした工業化建設を推進する上での課題は資金の手当てであった。第1次5カ年計画期においては、ソ連からの資金援助が多少あったものの、東西冷戦の深刻化(後述)とその裏返しともいえる「自力更生」の旗印のもとで外国からの借款に依存することはできなかった。このため、消費財の生産増加率を抑制し、貯蓄率を引き上げ、生産財の国内生産を増加させるという政策が選択された。国内で生産不可能な財は外国から輸入せざるを得ないが、それに必要な外貨は国産品の輸出または華僑送金によって獲得するほかなかった。

## 3) 社会主義改造

国民党政権下の中国には多くの私営企業が存在していたが、共産党政権樹立後に、これらの社会主義改造が始まった。毛沢東の「新民主主義革命」論によれば、工人(労働者)、農民、小資本家、民族資本家の4階級が新民主主義革命の担い手となる「人民」に含まれていた。しかし、小資本家と民族資本家は資本主義商工業に当たるとして、1950年3月から「国家資本主義」の名の下に社会主義改造の対象となった。当初は、私営企業の生産した製品が国营商業機関を通じて売買されるという形をとっていたものが、国家の出資を受け入れる「公私合営」形態になった。資本家の独立性が徐々に失われる一方で、資本家の出資分(持株)に対しては配当(「定息」)が支払われた。これは、共産党政権が将来的に華僑との関係を維持するための方策であったと言われる。公私合営企業への「改造」は第1次5カ年計画期に加速し、1956年には「資本主義の社会主義改造」は完了したとされる。なお、「定息」の支払いは1962年をもって打ち切られた。

## 4) 政治運動

51年11月から党幹部の「汚職・浪費・官僚主義」(三反)を批判する役人の浄化運動が展開され、さらに52年1月からは「ブルジョア階級の贈賄、脱税、国家資材の横領、手抜き・ごまかし、国家経済情報の窃取」(五反)に対する批判へと発展したのが「三反・五反運動」である。数千年にわたる汚職と浪費を取り除き、近代的な感覚による清廉、公平、能率的な国家機構を築き上げるのが、この運動の理念であった。実際には、職場大会、地域集会、相互摘発などの方法が採用され、資本家の処刑、自殺、強制労働がいたるところ

でみられた<sup>2</sup>。この運動は、非常に激しい、徹底した運動であったが、それによって中国の政界と官界が浄化された訳ではなく、むしろ後の反右派闘争や文化大革命と同様に、資本家に対する破壊的な攻撃という実情が露呈した。建国初期の政治運動を通して、海外華僑も共産党政権による統治の暴力的性格を知ることになった。

## 5) 国際環境

建国直後の1950年2月にソ連との間で締結された中ソ友好同盟条約により、ソ連との貿易および技術協力が緊密化、経済建設においてソ連の支援を仰ぐことが決まり、社会主義陣営の中ソ両大国が「一枚岩」であることを世界に印象つけた。1950年6月25日の衝突に端を発した朝鮮戦争は、アジアにおける冷戦の熱戦への転化であったが、中国軍は10月に入り朝鮮半島に進撃を行い、資本主義陣営との対決が鮮明になった。朝鮮戦争は、中国に人的、財政的、軍事的負担を強いるものとなったが、さらに国連による対共産圏禁輸措置がとられたことで、西側諸国との経済関係が大きく妨げられることになった。中国が東西冷戦構造の中に組み込まれたことは、華僑政策に影響を与える一つの要因となった。

## II. 1950年代前半の華僑政策

### 1. 「共同綱領」と居住国における華僑の困難

1949年の中華人民共和国の成立によって、新中国政府は基本的に国民政府の華僑に対する権利と義務を継承した。同年の中国人民政治協商会議で規定された「共同綱領」では、「中華人民共和国と人民政府は海外の華僑の正当な権益と利益を保護するのに力を尽くすべきであり、帰国華僑と家族の合法的な権利と利益を保護すべきである」と明記されている。米国による封じ込め政策が強まる中、政治面では海外華僑との統一戦線の結成、経済面では海外華僑の送金の保護・促進が、中国政府の華僑政策の当面の目標となった。

もともと、前者については、50年代前半に状況は厳しくなる一方であった。中国政府は、海外の僑報、僑務教育を通じて愛国主義を宣伝したが、世界的な冷戦構造が深まる中で、華僑が新中国にアイデンティティを持ち、中国政府の呼び掛けに行動をもって応じることは、居住国政府にとっての脅威と映った。そして、「反共」の背景のもと、マレーシアでは多くの華僑が迫害を受け、タイや日本などでは帰国を余儀なくされた華僑も少なくなかった。一般に海外に住む自国民の保護は政府の外交政策の重要な部分であるが、建国直後の時期の中国政府は、華僑居住国政府との関係が十分に確立しておらず、外国交渉ルートも限られていたため、華僑保護という点で成果を挙げるのは困難であった。当時の中国政府にでき得ることは、帰国した難民華僑を受け入れることに限られていた。49～53年末の間

---

<sup>2</sup> 外部の推計によれば、この運動による「犠牲者」は1000～2000万人に上ったと言われる。

に約 2 万人の難民華僑が中国に帰国したと言われる<sup>3</sup>。

国内外の環境が、政治面での華僑政策の遂行に多くの困難をもたらすものであったため、華僑政策は、経済面とりわけ華僑送金の保護と促進に重点を置かざるを得なかった。その政策意図は、建国当初の経済的苦境を乗り切るための海外からの外貨獲得にあった。

## 2. 華僑送金政策の実施

華僑送金は、国内華僑の生活資金のみならず僑郷（華僑の出身地域）社会の安定および国家の外貨準備の主要なルートであった。中国政府は、経済建設に協力するよう海外華僑に働きかけたが、具体的な華僑送金政策の重点は、送金を受け取る側の国内華僑<sup>4</sup>への政策に置かれた。ただし、後述するように、華僑の国内投資奨励については、具体的な政策が欠如したままであった。

1950年に公布された「華僑送金業管理暫定規定」では、「便利僑滙，服務僑胞」（華僑送金への便宜を図り，華僑同胞に奉仕する），「外滙帰公，利潤帰私」（国家に外貨を，個人に利潤を）といったスローガンのもと，特別華僑為替レート，送金の人民元直接交換，送金手数料免除などが盛り込まれた。当時の中国政府にとっては海外からの外貨獲得が重要課題であったが，「華僑送金業管理暫定規定」に盛り込まれた「便利僑滙，服務僑胞」政策のもとでは，国内華僑の利益を保護するため，以下のように具体的な政策が実施された<sup>5</sup>。

第 1 に，華僑送金口座名義人の利益を保障し，「国家に外貨を，個人に利潤」の原則を保証したことである。建国当初は，人民元の為替レートが不安定であったため，国内華僑にとっての為替リスクが大きかった。このため，中国銀行は 49 年 12 月から 50 年 3 月にかけて，華僑の外貨預金口座を開設の際に「華僑送金通知書」を発行し，通知書を所有する国内華僑が中国銀行およびその代理機構において送金日の為替レートで人民元に兌換することを保証した。この措置によって，国内華僑の利益が保護されると同時に，国内のヤミ市場の抑制にも一定の効果あげた。

第 2 に，銀行による華僑送金の価値保全と国内華僑に対する特殊な配慮である。50 年 3 月以降，国家の財政および経済が好転し，物価も安定した。これに伴い，人民元レートも安定したが，むしろ外貨の公定レートが下落する局面も生じた。こうした状況に際して，国内華僑の利益を守るため，人民元による送金も認められた。さらに，政府は，華僑送金の取扱機構の増設，手続き簡素化や手続き費用の免除などの措置を採り，国内華僑の利益を手厚く保護した。

第 3 に，私営の華僑両替業の改造と合法的な利潤の保障である。建国前から海外送金を

<sup>3</sup> 庄国土（2005），82～83 ページ。

<sup>4</sup> 国内華僑（Domestic Overseas Chinese）には，海外居住中国人の親族またはそれに生計を依存する者（「僑眷」），中国に帰化した華僑（「帰僑」），および海外中国人留学生が含まれる。

<sup>5</sup> 以下の記述は，高遠戎（2009），116～117 頁にもとづく。

請け負う多数の私営両替送金商（「信局」「批局」<sup>6</sup>）が存在していたが、建国前後の混乱の中で、それらの多くが外貨ヤミ取引業者となっていた。私営両替送金商に対し、華僑送金に関する国家の政策を正しく理解させ、それらの合法的な利潤を保障することで、華僑送金業者の秩序の回復を図った。

第4に、銀行に委託して華僑服務部を設立させ、華僑とその親族への宣伝工作を展開したことである。1950年より、政府は華僑に対して専門にサービスを提供する華僑服務部の設立を促した。54年には、中国人民銀行と中国銀行が国内各地の主要な華僑出身地に計35箇所の華僑服務部を設立した。広東、福建、雲南などの華僑出身地や帰国華僑学生の多い北京などでは、華僑服務部が、華僑送金の一時的な不足によって困難が生じた華僑家族や帰国華僑学生に対して、少額低利融資を行うといったサービスも提供した。

### 3. 華僑送金政策の問題点

国家の外貨獲得という方針にもかかわらず、1950年代は、華僑送金を阻害する要因が国外のみならず国内にも多かった。以下では、華僑送金を中心とする僑務工作過程で発生した問題を、その原因（背景）に基づいて整理する。

#### 1) 国際環境に起因する問題

第2次世界大戦後の冷戦および東西イデオロギー対立の深刻化により、米国をはじめとする西側陣営・隣国が華僑送金を制限し、それに伴い華僑への圧力や迫害が強まった<sup>7</sup>。中国政府のソ連「一辺倒」方針により、資本主義諸国は中国に対し経済封鎖を実施した。華僑居住国政府の中には、中国に対する警戒心から、経済封鎖の一環として華僑送金を制限する措置をとり、華僑送金の禁止や「通敵論罪」（敵に通じた者の罪を問う）をもって華僑に圧力をかけるケースもあった。また、華僑送金業に対しても、それに従事する者を逮捕したり、業者を閉鎖・廃業させるといった措置もとられた。フィリピンでは、49年12月に華僑送金を従来のわずか2%に過ぎない月間50米ドル以下に制限した。米国では、華僑が資金を中国大陸に送金することを厳格に禁止し、違反者は投獄することを定めた条例が制定された。その他の東南アジア諸国も、華僑送金に対し種々の制限を導入した。

#### 2) 国内の社会運動に起因する問題

1950年代の中国を揺るがした社会運動は、当然ながら国内華僑の境遇にも甚大な影響を及ぼした<sup>8</sup>。

第1に、土地改革などの社会運動の過程における国内華僑の利益を侵害する行為、すなわち「左」への偏向が発生したことである。土地改革運動においては、国内華僑は当初は

<sup>6</sup> 「信局」とは、現地の華僑・華人社会から現金や郵便物を預かり、中国本土への配送手配を行う業者で、多くは貿易業や焦点など各種商業活動との兼業で営まれていた。広東系の著名な信局に「余仁生」がある。

<sup>7</sup> 高遠戎（2009），117～118頁。

<sup>8</sup> 以下の記述は、高遠戎（2009），118頁にもとづく。

一般大衆と同様に扱われ、土地使用に際し特権が認められた訳ではなかった。1950年11月公布の「農地改革において華僑の土地財産の管理を定める規定」では、華僑地主に若干の小土地使用許可が認められたが、旧地主と同様に「行き過ぎた」攻撃に遭うケースもあった。海外からの定期的な送金収入があるため農業生産に参加する必要のない華僑親族には、土地分配において平均以下の土地しか与えられなかった。土地改革運動中の政治・社会運動では国内華僑も例外として扱わないという原則が確立し、その状況は53年末まで続いた。

また、土地改革運動の中で、一部の地域では華僑送金の受取により国内華僑の「階級成分」(階級区分)を引き上げるといった偏向が生じ、国内華僑への攻撃が強まった。こうした地域では、旧地主に対する余剰食糧の追及のごとく余剰華僑送金の追及が行われたが、これは国内華僑の海外からの送金によって蓄えられた資金の所有権を侵害するものであった。土地改革運動の収束後も、国内華僑は、金貸しや献金を強要され、「農会」が華僑送金を差し押さえて自らの基金とするといった事態も発生した。国内華僑の多くは、こうした事態に直面し、海外の親族に対し送金の停止または減額を懇願せざるを得ない状況に追い込まれた。

第2に、土地改革や「五反」運動の中で発生した私営の両替送金商に対する攻撃である。これらの社会運動の中で、両替送金商に従事する人員は思想面への考慮から経営が消極的になり、華僑送金に占める私営の両替送金商を通じた送金の比率は低下した。上述したように、冷戦の深化により正規の金融機関を通じた華僑送金が制限されるなかで、両替商を通じた送金の減少は華僑送金全体にとって大きな打撃となった。

### 3) 計画経済・社会主義改造に起因する問題

第1次5カ年計画(53~57年)の実施により、中国はソ連をモデルとする計画経済体制の建設に取り組んだ。その過程は、華僑送金への依存度の高い国内華僑の生活に甚大な影響を及ぼした<sup>9</sup>。

第1に、「統購統銷」(統一買付、統一販売)政策の実施により、国内華僑の生活が困窮したことである。同政策のもと、国内華僑に対しては物資供出の割り当てが大きくなり、自然災害などで穀物、食用油、肉類などの供給が不足気味になると、供出ノルマが一層引き上げられた。国内華僑の生活困難は、2つの結果をもたらした。まず、消費水準の低下を余儀なくされた地域では、大量の国内華僑が他の地域に転居し、さらには香港・マカオや海外へ移住するケースも発生した。また、生活物資が計画に基づく配給となったため、現金があっても生活物資を入手することが困難になった。このため、華僑送金の代わりに、ビスケット、缶詰、バターなどの生活物資を持参して里帰りする海外華僑の数が増加した。これらの事態により、華僑送金が減少したことは言うまでもない。

---

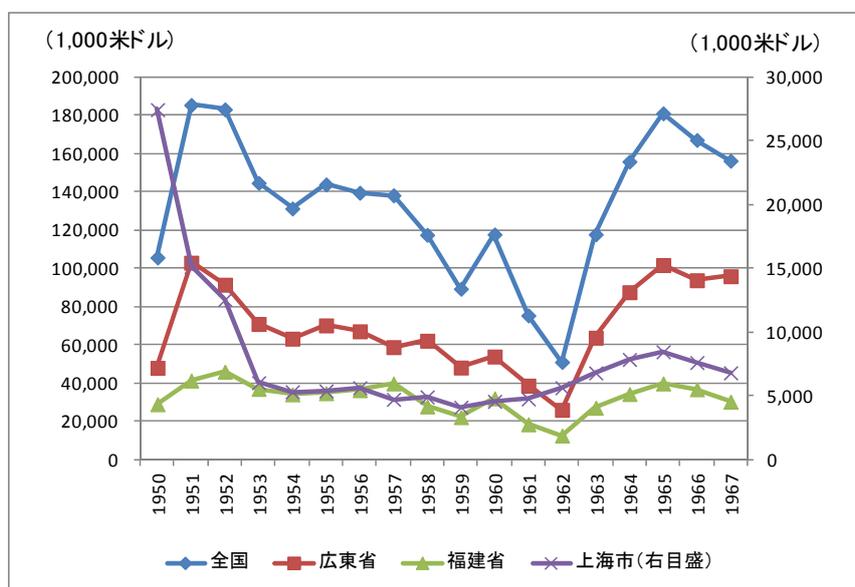
<sup>9</sup> 以下の記述は、高遠戎(2009)、119~121頁にもとづく。

第2に、農業合作社化運動の過程で生じた問題である。農村部における社会主義改造として農業集団化への動きが始まった50年代半ば、土地改革などの社会運動と同様に、国内華僑および華僑送金に対する「偏向」現象が発生した。具体的には、華僑送金を合作社の資金に供出するように強要する、合作社が国内華僑の生活消費に干渉し冠婚葬祭への出費を制限する、華僑送金を扱う郵便局などが華僑送金を流用する、といったケースである。これらの現象も、上述のように、国内華僑が海外の親族に対し送金を停止または減額するよう懇願する原因となった。

第3に、華僑投資の誘導・サポート機関が欠如していたため、華僑送金が有効活用されなかったという問題である。建国後、国家は華僑に対して住宅の修繕・改築、公共事業への投資を奨励した。もっとも、住宅建設に際して、建設用地の手当て、設計、材料の調達などが進まないといった困難に直面した。これは、華僑資金を活用した建設投資に対する国家の政策が不十分で、これらの投資事業に責任を負って強力に推進する専門機関が欠如していたためである。華僑資金の運用を目的に設立された華僑投資会社も経営方針が定まらず、資金は銀行に置かれたままで、投資案件の成功事例も少なく、故郷の発展を望む海外華僑の多くを失望させた。

このように、建国当初の第1次5カ年計画期の華僑送金は、とくにその前半の期間において、経済建設への貢献よりも「社会主義建設」との間の矛盾の方がむしろ大きくなった。

【図1】華僑送金の推移



(出所) 山岸猛 (2005) 『華僑送金：現代中国経済の分析』, 103 ページのデータをもとに作成

### Ⅲ. 華僑政策の修正と転換

#### 1. 国内華僑・華僑送金政策の修正

上述したような要因が重なった結果、建国後の華僑送金は、建国前のピークに達しないばかりか、51年以降は減少が続いた【図1】。華僑送金に対して便宜を図るという政府の方針も、華僑送金の落ち込みを食い止めるのには殆ど無力であったと言わざるを得ない。国内華僑への華僑送金の保護が華僑政策の中心となったにもかかわらず、1950年代前半の華僑送金額は減少し、華僑政策は見直しを迫られることになった。1950～54年の全国の華僑送金総額は6億8460万米ドルだったが、これは同時期の対資本主義諸国向け輸出による外貨収入の約50%に相当していた<sup>10</sup>。貴重な外貨獲得源であった華僑送金の減少が続けば、国民経済にとって深刻な事態をもたらすことが予見された。

このため、中国政府は53年に国内華僑管理を緩和する方向で政策を見直すことを決定し、54年9月の全国人民代表大会において国内華僑事務問題が討議され、新たな措置に着手することになった。

華僑政策の問題点については、早くも土地改革の時期に、中央僑務委員会副主任の廖承志が「左」への偏向を指摘し、党中央に対して意見を提出していた<sup>11</sup>。52年12月、中国人民銀行党組と中央僑務委員会党組は党中央に対して華僑送金および華僑投資に関する問題点を報告した。党中央は同報告を各地域に転送し、誤りを正すように指示を発した。中央華僑事務委員会は、華僑送金の減少傾向を食い止めることが53年の僑務工作の中心任務であると強調した。中央華僑事務委員会が作成し、各地に実行するように求めた政策は、①国内華僑の華僑送金に対する所有権を保証し、彼らの憂慮を解消する、②大陸投資のための中小の華僑資本を吸収するための政策を制定する、③一部の国家（海外華僑の居住国）の華僑送金を制限する政策に反対する闘争を強化する、というものであった。とくに、②については、それまで軽視されていた中小資本が大陸で商業経営を行うことを認めると同時に、華僑信託会社を設立して、華僑・帰国華僑の少額の資金を吸収し国家企業に投入する、という政策が打ち出された。また、③については、私営両替送金商、「水客」（送金請負人）などの困難の解消と利益の保証が政策の中心となった。その一環として、中国銀行と交通銀行の海外機構は、私営業者に対し通常より有利な為替レートを適用するといった配慮を施した。さらに、53年5月には両替送金商の身分・待遇問題に関する指示が政務院から出され、9月には彼らの審査方法が通達された。これらにより、両替送金商の身分・待遇が正式に肯定されることになった。

しかし、これらの施策によっても華僑送金の減少には歯止めがかからなかった。このた

<sup>10</sup> 高遠戎（2009），118頁。

<sup>11</sup> 高遠戎（2009），118頁。具体的には、工作隊や農会による華僑送金に対する干渉、華僑送金の農会等経費への流用などを禁止するよう訴えている。

め、54年9月に開催された第1期全国人民代表大会第1回会議で華僑送金を焦点とする華僑事務問題が討議された。同会議で国内華僑事務問題について報告を行った何香凝（華僑工作委員会主任）は、過去5年間の国内華僑政策に極めて重大な欠点と誤りがあったと述べ、土地改革中に華僑問題が無視されたこと、送金政策が正しく運用されなかったことを指摘した。さらに華僑政策で注意すべき比較的重要な問題として①送金、②農村開発・住宅建設・学校建設における華僑資本の利用、が挙げられている<sup>12</sup>。これらの認識を踏まえて、55年にかけて新しい措置が導入された。

まずは、華僑大地主と豪農の「身分降下」である。中国共産党は、54年末に、予定よりも早く華僑大地主と豪農の身分が変更されることになったと発表した。この決定は、海外、香港・マカオに居住している大地主にも適用され、49年以降に逃亡した大地主を除く他の大地主は自由に帰国できるとされた。また、国内華僑に対しても、送金や投資による収入は階級的身分に影響を与えないことが保証された。これらの決定は、香港の共産党系新聞で大々的に報道されたことからわかるように、海外（香港・マカオを含む）の華僑送金の回復を狙ったものであった。すなわち、国内の華僑親族が「安住した生活」をもつことが海外中国人の願いであるとの認識に立ち、その願いを現実のものとすることによって華僑の祖国への忠誠と信任を獲得し、華僑送金の増加を狙ったと言える。

次に、華僑送金政策に関する修正である。55年2月17日に国務院第5回全体会議で「華僑送金保護政策の貫徹に関する命令」が承認され、華僑送金管理に関する多くの問題点の修正が図られた。

第1に、国内華僑居住地における「統一買付・統一販売」政策に関する調整である。国内華僑に対し農産物供出の負担を軽減させ、また「華僑送金証」と引き換えに物資の配給を認める措置が採られた。

第2に、私営の両替送金商の華僑資金吸収の機能を肯定し、両替送金商の継続と発展を促すことである。西側諸国が中国大陸への送金を制限する措置を採る中、国家銀行を通じた華僑資金の吸収は一層困難になったため、外貨獲得のため国家として私営両替送金商を活用する必要に迫られた。私営両替商の投機的な取引を抑制するために、国家の指導・教育も必要とされたが、国家銀行の代理機構としての性格を強めるため、私営両替送金商の権益を保護する政策が実行された。なお、50年代半ば時点で、国家が吸収した華僑送金の約75%が、私営両替送金商を通じたものであった。

第3に、「華僑送金保護政策の貫徹に関する命令」（1955年2月23日公布）の制定である。同命令の公布により、華僑送金政策は、従来の「便利僑滙、服務僑胞」「不得侵犯僑滙」から「保障僑滙所有権」へと国内華僑の財産を保護する点で踏み込んだものになった。同命令は以下の点を規定している。

---

<sup>12</sup> フィッツジェラルド（1974）、92～93ページ。

- ① 華僑送金は国内華僑の合法的な収入であり、華僑送金保護の政策は当面の政策に限らず、国家の長期政策である。
- ② 国内華僑の各種合作社への資金面での参加や公債の購入などは、すべて完全な自発性の原則を貫徹しなければならず、いかなる個人・団体も国内華僑に資金の提供を強要したり、その権利を侵害してはならない。
- ③ 国内華僑は華僑送金の使用の自由を有しており、冠婚葬祭を含め、何人も使用目的に干渉してはならない。
- ④ 国家は、華僑および国内華僑による華僑送金の生産への投入、国家投資公司への出資、住宅の修繕・建設を奨励する。各級の地方行政機構はそれらに便宜を図るべきである。華僑が元来もつ故郷の公益事業（学校・病院の建設、水利・橋・道路の修繕・建設など）への熱情を地方行政機構は十分に汲み取り、指導・協力をすべきである。

1950～57年の中国の輸出入総額は192.9億米ドル、貿易赤字は13.8億米ドルを記録した。これらの数字に対し、同期間の華僑送金は11.7億米ドルに達している。華僑送金額の減少が続いていたとは言え、マクロ経済的には無視し得ない貢献があったと評価できる。54～55年の華僑送金の見直しに伴う一連の新政策により、国内華僑に「いかなる時期にも増して大幅な自由と特権が与えられた」<sup>13</sup>ことも頷ける。

## 2. 海外華僑政策の転換

国内華僑に大幅な自由と特権が認められた54～57年の時期、中国政府の対海外華僑政策（華僑居住国との外交関係）には大きな転換があった。

前述したように、新中国建国以降、東南アジアの華僑居住国において華僑に対する迫害が激化した。しかし、中国政府には各国との間での必要な外交ルートが十分ではなく、また、交渉を有利に進めるための軍事的・経済的な実力（ハード・パワー）が欠けていたため、実際には迫害される華僑への十分な保護はできなかった。一方、共産党政権は、経済建設のために平和的な国際環境が必要であった。また、国際社会からの孤立状態を打開し、台湾当局に外交的打撃を与える必要もあった。近隣の東南アジア諸国との友好関係を促進することは、その突破口と位置付けられたが、華僑問題が大きな懸案となっていた。

こうした状況下で共産党政権が下した結論は、華僑に現地国籍の取得を奨励する、というものとなった。51年以降、中国政府は華僑問題を解決するには、居住国の国籍取得が最良の策だとして、現地の国籍取得の奨励、華文の新聞や教育の現地化の方向づけ、民族主義と大華僑主義の防止・現地法令の遵守教育、といった措置を実施した。55年のバンドン

---

<sup>13</sup> フィッツジェラルド（1974）、93ページ。

会議において、インドネシア政府との間で「二重国籍問題に関する条約」を締結し、これを契機に他の東南アジア諸国とも華僑の国籍問題の解決の方策を示し、平和的な協議による解決を目指した。条約の中では、華僑には「自由に国籍を選択する権利がある」とされているが、中国政府としての本音は「現地の国籍を取得するのが望ましい」というものであった<sup>14</sup>。

共産党政権は、現地の国籍取得者に対し、文化的にも政治的にも居住国のアイデンティティとの同一性を強調し、中国国籍保持者に対しては現地の政治活動に介入しないよう呼び掛けた。すなわち、中国国籍保持者に対しては中国政府の訓令に従って行動させ、現地国籍取得者に対しては中国政府としての保護や行動の責任を消滅させる、というのが狙いであった<sup>15</sup>。

海外華僑に対する責任の回避という外交方針の転換は、国内華僑に対する優遇政策の効果を半減させる要因になったとみられる。華僑送金の動向をみると、55年2月の「華僑送金保護政策の貫徹に関する命令」が各地で執行されて以降、華僑送金額はようやく上昇に転じ、55年の華僑送金総額は前年比9.6%増を記録した。もっとも、その後の推移をみると、華僑送金は、これらの政策によっても劇的に増加したとは認められない。55年に減少に歯止めがかけられたが、送金額は57年までほぼ横ばいで推移した。54年に国内華僑政策が転換したものの、海外華僑に対する現地国籍取得奨励の方針が明らかになるにつれ、海外華僑の新中国に対する忠誠と信任の回復も限界に突き当たったと言えよう。

### 3. 国内華僑政策の揺り戻し（58年～）<sup>16</sup>

国内華僑・華僑送金政策の修正にも関わらず、56年頃から国内華僑に対する論調に変化が見られるようになった。56年末から57年にかけて、国内華僑と一般農民は、原則として配給において「平等な待遇」でなければならないとする「一視同仁」という用語が顕著にみられるようになり、57年には国内華僑が優遇策を悪用して投機など不法活動に従事していると批判する報道が頻繁にみられるようになった。福建省の華僑紙の社説には、国内華僑に対する社会主義教育を強化し、社会主義建設への動員を倍加するよう要望するものも現われた。57年を通じて、国内華僑と大衆との間で、急速に対立関係が深まっていった。

57年11月の第2次華僑事務委員会第1回全体会議では、国内華僑に対して過剰な配慮、過剰な特権を認めた点が批判の対象となった。同会議では、国内華僑は自己改造運動に参加し、生産に従事し、社会主義教育を受けなければならないことが表明された。同会議の直後、福建省と広東省では、国内華僑への特別配給や物資購入制度を廃止することが発表

<sup>14</sup> 庄国土（2005）、83～84ページ。この政策の影響は、東南アジア諸国の間で異なっている。マレーシアでは多くの華僑がマレーシアの国籍を取得したが、インドネシア、ミャンマー、フィリピンなどでは、国籍取得条件が厳しくなり、中国籍または無国籍の者が多い状態が続いた。

<sup>15</sup> フィッツジェラルド（1974）、161ページ。

<sup>16</sup> 本節の記述は、フィッツジェラルド（1974）、98～106ページにもとづく。

された。それに代わる新制度では、54年以前と同様に、特権は送金を受けている者に厳格に限定され、配給割当や食糧の数量は送金額に応じて厳格に計算され、送金に対しても銀行が1ヶ月限り有効の証明書を支給するとされた。送金を受けていない者は大衆の一員として扱われ、送金を受けている者は厳しく管理され、海外からの収入は建築と生産に充てられることになった。

58年末に開催された工作会議では、国内華僑事務が完全に国家事務の配下に入ったことと「平等待遇」の原則が確認された。全ての国内華僑は組織的な社会主義教育と人間改造を受けることになり、華僑政策は「党と政府の中核任務のなかに密接に統合される」こととなった。国内華僑問題の指導原則は「特別な待遇」よりも「平等な待遇」に、「華僑の特殊な環境」よりは「6億国民の利益から出発」に、「特別な配慮」ではなく「全般的考慮」に、それぞれ変更された。

このように国内華僑政策には大きな揺り戻しが生じたのは、以下の3つの理由による。

第1に、当時の政治的雰囲気、特権やブルジョア的表現など社会主義から離反しようとする傾向に対して抗争的だったことである。58年は、本来であれば第2次5カ年計画が策定され開始される年であった。しかし、58～59年は、生産と投資の熱狂的な高揚を伴う異常な経済建設運動とも言うべき大躍進運動が展開され、5カ年計画は策定されることもなく、大衆の積極性に依拠する増産運動に全国民が没頭した。その伏線となったのは、57年の「百花斉放、百花争鳴」とそれに続く「反右派闘争」であった。大衆運動が全国的に拡大し、農村部において人民公社が急速に組織された。政治工作と思想工作は「第1の重要任務」となり、国内華僑に対しては「普通の者以上に注意深く思想教育を施さなければならない」時代となった。

第2に、国内華僑に対する寛大な待遇にもかかわらず送金は殆ど増加せず、57年には減少する事態となったことである。この減少は、公式には密輸入や不法送金によるとされたが、中国共産党はこの時点で、送金は家族の個人的理由によるもので特権階級を作ることの効果が極めて限定的であることを認識したと思われる。第3に、前節で述べたように、対外政策において、海外の中国人に対し中国との関係を断つように積極的に奨励したことである。この政策転換により、国内政策においても、国内華僑を特別に扱う必要がなくなった。

こうして54年以来の国内華僑に対する自由や特権も、中国全土を席捲した社会運動の波に飲み込まれ消滅することになった。国内華僑に残された唯一の利点は、送金・配当金・利子を受取り使える権利のみとなった。もっとも、その用途については、個人の生活上の支出の絶対最低限だけが許されると勧告された。そして、59～62年に華僑講習会が相次いで開催されたことをみてもわかるように、国内華僑に対する圧力は60年代にかけて一層強まることになった。

#### IV. 1950年代の華僑政策の教訓

斯波（1995）によれば、華僑の政治的動向および愛国心の実体に触れる側面の一つとして、「中国の影」（Chinese Shadow）への反応がある。古来、中国は「政治単位であるばかりでなく、内なる諸種族を同化融合する実績をつんできた文化の単位」でもあり、それゆえに海外移住者の「胸中の中国」の存在感は大きく、「文化中国という統合体」に対する愛着が容易に消えることはない。斯波の指摘で興味深いのは、「中国の影」と「愛郷心」とが明確に区別されていることである。中国本土で政治的な統一が成就する、あるいは成就しつつあるときに、「中国の影」は華僑の内面で大きな存在となり、逆に本土に分裂の兆しや党派間の抗争が激化するときには、期待は幻滅となり、そこに残るのは「愛郷心」にとどまる、としている<sup>17</sup>。

本論で考察した 1950 年代の華僑送金政策に照らしてみれば、建国以降、共産党政権は「愛郷心」を促すために国内華僑の待遇の改善を図ってきたと言える。すなわち、国内の華僑親族が「安住した生活」をもつことが海外中国人の願いであるとの認識に立ち、その願いを現実のものとすることによって華僑の祖国への忠誠と信任を獲得し、華僑送金の増加を狙った。しかし、社会主義国家の建設を進める過程で生じた社会運動の中で、社会的雰囲気は国内華僑に対して抗争的なものとなり、結果として華僑送金の減少を招いた。さらに、50 年代後半の急進的な社会主義化を目指す社会運動が激化する中で、「愛郷心」ですら繋ぎとめるのが難しい状況へと向かわざるを得なかった。

もとより、東南アジアの華僑のうち「中国の影」の去来に応じて政治的な反応を示す先鋭的なグループは少数例外であり、大半は本国への政治加担を表には出さずに居留国に忠誠であろうとする、と言われる<sup>18</sup>。「愛郷心」を「愛国心」へと昇華させようとした共産党政権の試みは、そもそも無理があった。海外華僑に現地国籍の取得を促すという 50 年代半ばの政策転換も、共産党政権が海外華僑の中国本土との心理的な距離を認識した上での現実的判断であったと言えよう。

華僑送金は、基本的には本国に残した家族・親族を支援するためのものであり、愛国心や本土政府への忠誠心を反映したものではなかった。フィッツジェラルド（1974）は、華僑送金を「海外華僑の新中国政府への支持の強弱を図るバロメーター」と見るのは誤りであることが 54～57 年の華僑送金政策から明らかになった、としているが、華僑送金事務の策定・執行の担当者たちは、建国当初から気付いていたのではなからうか。50 年代半ばに打ち出された華僑送金政策を保護するための新たな施策は、こうした苦悩の末に編み出された一つの解答であったと見ることもできよう。

50 年代の経験を通じて、海外華僑を本土の経済建設に活用することが容易なことではな

<sup>17</sup> 斯波義信（1995），168～169 ページ。

<sup>18</sup> 斯波義信（1995），169 ページ。

いことが明らかになった。もっとも、だからと言って、本土の経済建設への華僑の貢献を諦めた訳ではない。大躍進運動の発生直前に打ち出された華僑投資促進策は注目すべきであろう。57年8月、政府は華僑投資会社と学校設置について2つの命令を発した。前者は、投資会社に投資した者に年8%の配当を保障し、その半額の国外送金を認め、また、華僑投資分は「社会主義建設」が完了した暁に華僑の合法的な財産として残されることも保障するものであった。後者は、寄付した者に学校の名称、所在地、教職員の任免などの決定に際しての発言権を認め、地方人民委員会が寄付者を表彰するように指示するものであった<sup>19</sup>。共産党政権は、「愛国心」や「愛郷心」ではなく、また、外貨獲得というマクロ経済的な要請によるものでもなく、純粋な商業的インセンティブによって華僑送金の増大を図る試みを始めていたのである。大躍進運動が中国全土を席捲し大衆の熱狂がエスカレートしていく中で、これらの政策が日の目をみることはなかった。しかし、50年代の華僑政策の教訓は、80年代以降の「改革開放政策」の中に引き継がれたということもできるのではなからうか。

## おわりに

古くから華僑人口の大半が商人・工人・出稼ぎ人であること、時代の経過とともに華僑の居留国に対する政治的忠誠心が高まっていること、を考えれば、海外華僑が本土の経済建設に関与する場合でも、その動機を単に「愛郷心」のみによって説明することは難しい。本論では、華僑送金に焦点を当ててきたが、大躍進運動以前の国家建設に対する華僑の経済的な貢献としては、①華僑の国内投資（1950～57年に50社余りが投資）、②朝鮮戦争時の香港華僑の本土への物資の密輸（香港の霍英東の例）、などの例がある。これらの事例における華僑の経済行動は如何なる動機によるものであったのか、中国政府の国内華僑政策と如何なる相互作用があったのか（なかったのか）、海外華僑を国家建設のために利用するという共産党政権の意図は的中したのか、など検証すべき課題は多い。また、広東省（広州市）において華僑投資が多大な貢献をした私営工商業の発展は、第1次5カ年計画で軽視された沿海地域（華南地域）の工業発展を補完する役割を担ったとみられるが、これらの華僑投資の誘致のために広東省（広州市）が如何なる政策を実施したかも興味深い。これらの点については、中国の第1次5カ年計画期の経済建設方針・経済政策や海外華僑の居住国と中国との外交関係なども視野に置いて、今後改めて詳細に検討する必要があるだろう。

---

<sup>19</sup> フィッツジェラルド（1974）、208～210ページ。

#### 【参考文献】

- 天児慧（1999）『中華人民共和国史』，岩波新書
- 尾上悦三（1980）『中国経済入門』，東洋経済新報社
- 斯波義信（1995）『華僑』，岩波新書
- 庄国土（2005）「中国の華僑華人政策とその効果」，『海外事情』2005年3月号
- 浜下武志（1990）『近代中国の国際的契機』，東京大学出版会
- 久末亮一（2006）「華僑送金の広域間接続関係：シンガポール・香港・珠江デルタを例に」，『東南アジア研究』44巻2号（2006年9月）
- 山岸猛（2005）『華僑送金：現代中国経済の分析』，論創社
- 高遠戎（2009）「新中国成立至改革開放前党的僑務政策」，任貴祥（主編）『海外華僑華人与中国改革開放』中共党史出版社
- Wang, Gungwu (1992), *China and the Chinese Overseas*, Times Academic Press
- Fitzgerald, Stephen (1972), *China and the Overseas Chinese: A study of Peking's changing Policy 1949-1970*, Cambridge University Press, 邦訳は，フィッツジェラルド（1974）『中国と華僑』，鹿島研究所出版会